

## ○新型コロナワクチン予防接種の町が独自で定める優先接種の対象者について

新型コロナワクチン予防接種の実施に際して、国では優先接種の対象を定めて実施を進めたが、接種の実施状況を鑑み、地域の実情に合わせた接種体制の構築等として、自治体が優先接種対象者を独自に決定することを容認したため、検討した結果、川辺町で実施する予防接種の優先接種対象者を選定したので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 【町を選定した優先接種対象者】

- ① 町内こども園の保育教諭等
- ② 町内小学校及び中学校教職員等
- ③ 町内放課後児童クラブ従事者
- ④ 川辺町給食センター従事者
- ⑤ 川辺町消防団の団員
- ⑥ 川辺町職員

#### 【選定理由】

- ・①～③については、幼児、児童生徒等の感染防止及びクラスター発生の防止並びに教育事業等の継続を図るため、教職員等を対象者とする。
- ・④については、町内小中学校等への給食提供を継続する必要があるため、当該施設の従事者を対象者とする。
- ・⑤については、町内における消防活動を継続して実施する必要があるため、消防業務に従事する団員を対象者とする。
- ・⑥については、役場の業務継続を図るため、町職員を対象者とする。

#### 【その他】

- ・予防接種は強制ではなく、本人の同意により接種を行うものとする。
- ・町外に住所を有する対象者で、川辺町が行う接種より住所地市町村での接種が早期の場合は、住所地市町村の接種を優先する。ただし、本人が川辺町での接種を希望する場合は、この限りでない。
- ・職域接種により、川辺町が行う接種より職場での接種が早期の場合は、職域接種を優先する。ただし、本人が川辺町での接種を希望する場合は、この限りでない。